

「就職差別撤廃月間（6月）」を 迎えるに当たってのメッセージ

大阪労働局（ハローワーク）と大阪府では、あらゆる人々の就職の機会均等を図るため、府内事業所において求職者の適性・能力に基づいた公正な採用選考が実施されるように、常時雇用する従業員数が25人以上の事業所において、「公正採用選考人権啓発推進員」を選任いただくなど、企業・関係団体とも連携を図りながら公正な採用選考の実現に向けて取り組みを進めています。

しかしながら、本年度で部落地名総鑑事件から50年を経過しようとする中、一部報道番組でこうした取り組みに対し、視聴者に誤解を与えかねない放送がなされたことや、一部企業で選考時に求職者の適性や能力に関係のない事柄について質問や確認を行うといった「公正な採用選考」に反する事象がなくなっていないのが現状です。

こうした中、大阪府では新規学卒者の求人受付が始まる6月を「就職差別撤廃月間」とし、「しない させない 就職差別」をテーマに、関係機関と共に公正な採用選考の実現に向けた集中的な啓発に取り組んでおりますので、改めて同和問題を始めとした公正な採用選考についての理解を深めていただき、あらゆる求職者の就職機会均等が保障される社会をめざしましょう。

企業の皆さん！

月間中、集中的に公正な採用選考の周知・啓発を行います。

企業の皆さまにおかれましては、年間を通じて公正な採用選考が確実に実施されるようお願いいたします。

求職者の皆さん！

月間中、就職差別に関する相談窓口「就職差別110番（電話：06-6210-9518、土日を除く午前9時30分～午後5時30分）」を開設します。ひとりで悩まないで、まずは、ご相談ください

令和7年6月1日

大阪労働局長 志村 幸久

大阪府知事 吉村 洋文